

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

F P

不安定就業により国保皆保険に結び？ 問われるセーフティネットの機能

政府の税制調査会(政府税調)や与党税調が国民生活に直結する「消費税の軽減税率」「マイナンバーカード」など政権公約の「詰め」を急いでいる。政府税調の多様化する働き方の中でセーフティネットの内容も注視の的で、就労、家計、医療、保険等に響く重要事項ばかり。政府税調は外部有識者を招きヒアリングを行った。法政大学の酒井正経済学部教授が「不安定就業とセーフティネット(社会保険)との関係」と題して注目される研究を公開した。それは「入職時(大学卒時)の景気や就業状態が悪いと、その後の人生の長い期間、不安定な状態になりがち」という分析内容だ。つまり「日本の公的医療保険や公的年金は、正規雇用が被用者保険でカバーされ、それ以外の人々は国民健康保険・国民年金でカバーされる。しかし自営業に代わり無職や非正規雇用の者が増えて未納が増加し『皆保険・皆年金』に結びが生じている」と指摘する。逆に言えば人生の灯台—セーフティネットのはずが、「格差」を生んでいた—というとらえ方もできる。

日本総合研究所の山田久調査部長は「企業間の労働者移動を阻害しない税制・社会保障制度などが必要」と訴え、具体的には、退職金税制の見直しや低所得世帯増加へ再配分を強化する給付つき税額控除制度の導入などをあげている。セーフティネットの内容は、政府や与党の税調の行方と密接なだけに耳目が離せない。

税務会計

雇用促進税制を適用した企業は2割 1企業平均の控除税額は約163万円

雇用を増やす企業を減税する雇用促進税制は、2011年度から3年間の時限措置として創設され、2014年度から2年間、実施が延長された。

労働政策研究・研修機構がこのほど発表した「雇用促進税制に関するアンケート調査」の結果(有効回答数2516社)によると、雇用促進計画の終了後に雇用促進税制の適用を受けたかどうかについては、「受けた」とする回答企業が22.1%、「受けなかった」企業が71.2%となった。企業規模別にみると、「受けた」とする割合は「5人未満」で5.1%、「5～9人」で13.0%など、特に小さい規模の企業で適用を「受けた」とする割合が低い。

同調査は、雇用促進税制の適用を受けるために2013年4月～10月に雇用促進計画をハローワークに提出し、受け付けられた企業のなかから厚生労働省が抽出した企業8208社を対象に2014年11月10日～26日に実施したもの。

雇用促進税制の適用を受けた企業(555社)に、控除された税額を尋ねると、回答した企業(409社)の平均額は163万1562円で、中央値は53万2128円となっている。

また、企業への適用効果は、雇用促進計画終了時の雇用保険一般被保険者の増加数について、雇用促進税制の適用状況別にみると、増加数の平均(0人は除き算出)は適用を「受けた」企業で21.0人、「受けなかった」企業で11.0人となり、両者の間で明らかな差がみられた。

今週のキーワード

就労形態

正規・非正規の就労形態では、雇用者数が増加する中で、非正規雇用の割合は上昇傾向にある。近年の非正規雇用者数の増加のほとんどは、60歳以上の男女と59歳以下の女性。他方、職種限定の正社員制度導入が4割弱の企業等であり、医療・福祉などのサービス業で高い割合。2010年には10.3%まで増え、5年間で2倍弱の増加。労働時間限定や勤務地限定は全産業では2割程度の導入にとどまるものの、労働時間限定は医療・福祉で3割弱導入され高い割合だ。